



広報

白神山地のまち

FUJISATO

ふじさと

5月

平成14年

5月24日発行

№. 405



「すっかり仲良し」

職場体験で藤里保育園を訪れた藤中生。

元気に走り回る園児相手に、最初は不安な表情をのぞかせていた彼女たちでしたが、一緒に遊び始めるとあっという間に仲良しに。

そしておやつ時間。すっかり安心した様子で飲み物をほお張る園児の顔がとっても印象的でした。

今月の紙面

2～3面…敬老式

4～7面…合併トーク

8～9面…町の出来事・みんなの話題

10面………児童手当制度

11面………はり・灸・マッサージ料金助成

12～13面…集団健診日程

14～15面…お知らせ

16面………国民年金

○編集発行：藤里町総務課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8 ☎0185 79 2111）

・ホームページ

—URL: <http://www.shirakami.or.jp/~fujisato/>

・町行政情報システム—URL: <http://www.town.fujisato.akita.jp>

まだまだ現役、これからも楽しい人生を。

平成14年度

藤里町

敬老式

5月10日、広域藤里体育館を会場に平成14年度藤里町敬老式が挙行され、敬老を迎えられた1,100名余りのうち550名が式典に出席。それぞれの健康を祝い合いました。

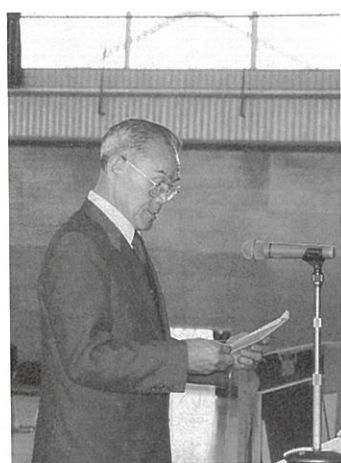
今年めでたく敬老式を迎えられた方々は1,128名で、今年度初めて敬老を迎えられた方々(昭和6年4月2日から昭和7年4月1日まで)に生まれた方が91名、数えて80歳の「傘寿」(大正12年生まれ)が62名、88歳の「米寿」(大正4年生まれ)が30名となっています。

式典では米寿の方々に石岡町長より木盃、傘寿の方々に藤里幼稚園児より鳩杖が手渡されたほか、満75歳以上には長寿祝金として町商店の利用券(3,000円)が交付されました。

藤里町長寿番付表

東(男)		西(女)	
佐々木常雄	94 萱 沢	横網	小森 リツ 101 清水岱
石田榮之助	93 湯の沢	大関	菊池 トヨ 99 矢坂上町
佐藤千代治	93 下 町	関脇	石岡 アサ 99 上町第二
佐々木佐吉	92 下根城		赤石 ちよ 97 愛宕第一
永井 勝治	92 粕毛下町	小结	石岡 チナ 95 嘉平岱
田中 政喜	91 虹の里		川村 サタ 95 坊 中
川村勝太郎	91 真 土		淡路 ヤス 94 上町第一
齋藤 金一	91 川原町	前頭	藤原フクノ 94 清水岱
佐藤大五左エ門	91 寺屋布		福司ミツエ 94 虹の里
齋藤 敏雄	90 荒 町		細田 チヨ 94 館の下
市川力三郎	90 虹の里		畠山 リエ 93 下モ町
村岡喜八郎	90 大 町		中村 シワ 93 館の下
			加藤チヨノ 93 上中畑
			塚本マツエ 93 虹の里
			横瀬ミナト 92 清水岱
			岩根キクエ 92 虹の里

※敬称略
※平成14年4月1日現在の満年齢
※同一年齢の場合は誕生日順



敬老者からお礼の言葉



特養老人ホーム「藤里」



笑顔で拍手を送る敬老者の面々



スイカに扮して「どう?かわいい?」(米田保育園)



「おめでとうございます」
(藤里幼稚園)



健康を祝して乾杯!

今年度米寿該当者

(順不同)

- 福司 ハルさん(矢坂下町)
- 三谷チヨノさん(粕毛下町)
- 小山 チサさん(下根城)
- 齋藤 廣さん(根城岱)
- 齋藤 武造さん(根城岱)
- 小森吉三郎さん(巻端家)
- 石岡 米松さん(館の下)
- 細田 ユリさん(中 町)
- 淡路豊治郎さん(上町第二)
- 市川 ツメさん(鳥谷場)
- 佐々木せつさん(川原町)
- 成田祐一郎さん(川原町)
- 齋藤 サトさん(大 町)
- 櫻田 正治さん(大 町)
- 市川 カツさん(大 町)
- 市川トシエさん(下 町)
- 村岡 トメさん(下 町)
- 市川 ミヨさん(浅間町)
- 淡路 芳市さん(川反町)
- 佐藤辰三郎さん(愛宕第一)
- 市川 ミサさん(出戸小比内)
- 佐藤 イシさん(寺屋布)
- 成田四一郎さん(寺屋布)
- 川村 謙吉さん(湯の沢)
- 石田 セツさん(滝の沢)
- 川村 トメさん(滝の沢)
- 田中トミエさん(虹の里)
- 松岡ハルエさん(虹の里)
- 石岡 イサさん(虹の里)
- 三谷 知忠さん(虹の里)

◆◆お知らせ◆◆

【長寿祝金の変更について】

満100歳を迎えた方への祝金についてはこれまで100万円が支給されていましたが、藤里町長寿祝金条例の改正により平成14年9月26日以降該当される方々への支給額につきましては10万円となりました。



町、議会、町民の判断が問われることに

A. 合併しないというのも一つの選択肢であり、あり得る事。ただし、現在藤里町は人口1,000人あたり17人から18人の職員がいるが、おそらく10人ぐらいの職員(3割減)でまかなうぐらいの覚悟が必要となり経営が困難と考えられるほか、施設についても独立法人や民間委

Q. 藤里町では合併はしないと決めた場合、町はどのような形になっていくのか。

A. 小選挙区制はあり得ない。やはり人口比率からいくと議会議員の選出は難しいと思われるが、協議会でしっかりと10年先の町づくりを考えてほしいし、地域文化についてももちろん大事だと思

落となった場合に、議員が選出されないことになれば、集落の意見が反映されなくなる。そのため、そういった地域については小選挙区制にするなどといったことは可能か。また、一極集中に伴い人口が流出した場合、山間農地の耕作放棄が懸念される。県としては何か対策を考えていただけるのか。

A. 合併特例法の矛盾はあると思う。合併した町村にはいまままでおりの額の交付税を10年間交付し、5年間の緩和措置を設けて標準財政規模まで下げる。しかし、合併しなかった市町村はどうなるのかということになり、そこで格差が発生することは基本的な人権の尊重や国民の健

Q. 「アメとムチ」という言葉で表現するならば、「アメ」の部分は非常に優遇されていると感じている。しかし「ムチ」の部分については特に説明されていない。ただ厳しくなるというだけで、具体的に交付税が削減される(段階的に)ようだがどの程度減少するのか、ある一定の額で推移するのか等解らないと合併する、しないの試算ができない。また地方分権を推進することになるが、そのことについて一言も触れていない。

託にするなど策を講じていかなければならない。一度に削減するというのは無理が生じるため早急に対応しなければならぬだろう。そのうえで基礎的な自治体の経営が困難になるのは住民にとっても不利益であり死活問題となる。県としては合併の可否について意見を述べることは良いが、単純に担当課の統合や首長が一人が良いこと、経営、コスト面から見



「まず合併特例法を理解してほしい」と寺田知事

開催にあたり石岡町長が「合併の問題は藤里町にとって近い将来直面する大きな課題。イエスカノーかできるだけ早い段階で決断しなければならぬ重要度があり、結果には町と議会そして町民の自己責任が問われることになるだろう。今合併が必要か、そして合併したときはどうなるのかということ、この機会に一生懸命勉強しながら色々な問題を明らかにしなければならぬ」と挨拶。次に市町村合併支援室長より市町村合併の状況説明が成され、続いて寺田秋田県知事が「合併は、市町村の枠を大きくくくり、力を持たせるとともに住民サービスの向上を図ることが目的である。合併特例法は平成17年3月末までの時限立法であり、それまでの間に活用して合併するか、このまま単独で進んでいくかの選択となる。数年かけて標準的な財政規模まで調整することになるが、合併に際し必要な部分については交付税算入で対応していく。今回の合併トークは6月までに69市町村

4月19日、藤里町総合開発センターにおいて、首長を始め地域におけるリーダーとの意見交換の場として秋田県が主催する「市町村合併トーク」が開催されました。トークでは寺田秋田県知事や川勝企画振興部長、藤田市町村課長ら県職員と石岡町長、町議会議員による活発な意見が交換されるなか、合併問題に関心を寄せている町民80名余りが傍聴しました。

合併の実態と 町一体となった今後の対応を意見交換

秋田県主催 「市町村合併トーク」

in 藤里町

質疑応答集

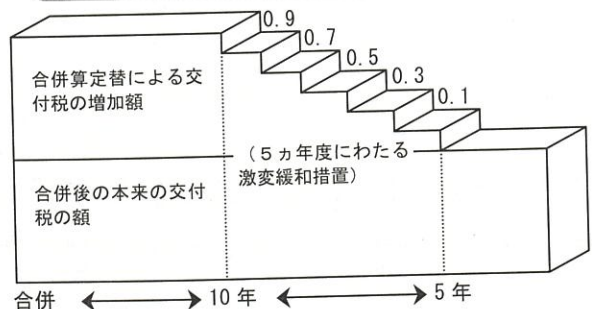
で開催するが、合併特例法を知らずに(理解せずに)期限を越えてしまうことや、知らずに合併の可否を問うことがないように周知するのが目的だ。自分達の町を将来どうするのか、今回の討議をふまえて、様々な案を行政、町議から町民に提示していただきたい。また、秋田県としても国の厳しい財政状況の中、どのように対応していけばいいのか、意見を交換していきたい」と本会の趣旨を説明しました。

ては当町の高齢者比率は高く市や他町村の取り組み方では不足なものではないか。市内の施設を利用することになれば、せっかくある町の施設が活用されなくなるとともに、移動に車などが必要になる。そういった町の施設の有効利用についてはどのようにお考えか。

A. 市との合併を吸収と考える心配される声も多いのだが、まず、合併特例法の手続き等については「法定合併協議会」を設立することになるので、町づくりについての方向を協定で明示するべきだ。それについて協定内容が遵守されない等不利が生じた場合は、県としても当然指導を行うことになる。ただし、準備期間が22ヶ月間かかる(特例法期限までに合併するとすると逆算して来年6月には協議会を設立)ため、今期のトーク実施を理解して欲しい。また、そういった福祉問題についても介護保険等基準があるため町がそれ以上の福祉対策を行いたいとする旨を先の協定の中に盛り込んでいったらよいのではないか。

Q. 行政区域が小さい自治体ほど、合併後細部まで目配りされるのか非常に不安であり、もし文化の違いから当町が一集

普通交付税額の特例 (H17年までの合併)



※合併した市町村には、合併直後の臨時的経費(ネットワークの整備や各種システムの統一など)に対する財政措置として、普通交付税を通常の額よりも増額(合併補正)。

康で文化的な生活の範囲に満たないことも考えられるため、国としてもそれほど厳しくはできないし、説明が困難ではないかと考えている。ただ、確実に将来は2、3割程度の減額はあると思われるし、その中で町として成り立っていかれるかどうかということになる。また、交付税の3.5%は市町村行政の業務内容に比例して額が算定される部分であり、市町村がより高度にそして大きな権限を持つて行うということになると税源・財源を見直さなければならぬと感じている。しかし、国はそのことに関して明確な答えを出していない。国・県・市町村行政の在り方について合併させて市町村に権限を持たせるとは言っても財政問題に関してはなにも解決していないのが現状だろう。この問題については良識ある判断をもって



町民の皆さんは合併をどうとらえたのか

Q. 県では、合併のメリットを説明しているが、デメリットも説明していただかなければならない。知事からは、合併しないと大幅に交付税が減額になるといったような言葉があったが、交付税の算定は基準財政需用額と基準財政収入額の差を補填し、北から南まで一定の水準で生活させるといのが交付税の目的、趣旨であると認識している。そうした観点から考えると合併しないからといって交付

A. 期間延長については、総務省に確認しても基本的に延長は無いということだった。また理由として述べられたJA等の合併については、片や法律によって運営されている行政と経済団体の合併とは同様に考えることはできない。

Q. 秋田県は合併特例法から逆算した形で、合併ありきとして説明されているように感じられる。シミュレーションとして県内9ブロックに分割されているわけだが、藤里町から見れば非常に大きな合併であり、末端へのサービス低下などが懸念されるため小ブロック的な合併が良いのではないかと。市町村が合併した場合、県政そのものが今後どのようにスリム化を図るのが見えてこない。全国的な合併に関する公的機関の委員によると合併

回ほど延長して今日に至っているわけだが、昨年から合併について問われる機会も増えており、このような話し合いの機会を作っていただいたことに感謝している。そこで、合併特例法は平成17年3月末までの期間があるわけだが、どうしても期限内に決定しなければいけないのか。やはり、末端の町民の意見を十分に尊重することを考慮すると、それにはまだ時間が足りないと思っている。1年なり2年なり再延長していただくことは出来ないだろうか。また、JAあるいは白神森林組合の合併後を見て、サービスの極端な低下などを危惧する声もあり、慎重になつてしまふことから、十二分な議論をするために時間がほしいと考えているがいかがなものか。



議員からは不安と不満の声も上がった

国民が決めるべきことなので、合併しないからといってペナルティーを与えるというものは無いと、国も言っている。

Q. 先日、県のほうからいただいた「合併のパターン」という冊子の中で、合併の必要性が述べられていた。財政問題については一般的に合併特例措置の期間を過ぎるとさらに厳しくなるのではないかとされているがどうなのか。また、合併することによって少子高齢化問題について何らかの解決方法が見出せるのか。

A. おっしゃるとおり一時的には財政規模も大きくなるが、特例期間が過ぎた後はほかの市町村と同様の財政規模になるわけで、合併しても合理化できない市町村については厳しい財政状況に陥ることもある。少子高齢化問題については、税金が少なくなりさらに高齢者の医療費が増えるということで冊子に表しているが、合併そのもので解消できるものではないと考えている。

Q. 秋田県は合併特例法から逆算した形で、合併ありきとして説明されているように感じられる。シミュレーションとして県内9ブロックに分割されているわけだが、藤里町から見れば非常に大きな合併であり、末端へのサービス低下などが懸念されるため小ブロック的な合併が良いのではないかと。市町村が合併した場合、県政そのものが今後どのようにスリム化を図るのが見えてこない。全国的な合併に関する公的機関の委員によると合併

は「百利あって一害なし」と言われているが、果たして本当なのか。例えば、法務局などは以前の二ツ井支所廃止により能代市までいかなければならないなど弊害が起きている現実がある。

A. 合併ありきというのではなく、やはり特例法を知らずして特例法の保障期限を過ぎることだけは避けなければならぬと考へて訪れている。もし、市町村が立ち行かなくなった場合「財政再建団体」として国の意見に左右されることになってしまい、住民自治のない押付けの行政になってしまふ恐れがある。あくまでも9ブロックは「タタキ台」であり、国の試算する、1ブロック10万人単位ということと、広域市町村圏の概略的な範囲で決めさせていただきた。これに皆さんが固執する必要はないと考えている。効果があるのか、町にとって一番幸せな形はどれなのかを探ってほしい。県のスリム化については、秋田21計画に基づいて2010年までに職員を15%削減するなど順調に進んでおり、毎年70名程度削減している。地方行政の在り方を準備する段階で将来は道州制、北東北3県の統合を見据えている。

Q. バブルがはじけ、国の負債などをみると行政全体がスリム化を図っていかなければならぬ状態にあり、合併問題等もやむを得ないと考へている。ただ、政府の方針が特例措置を「アメ玉」的に利用した非常に不真面目な理由のもとに進められているように感じられる。先ほど

税が減額になるといのは納得できない。

A. 県としては基本的にデメリットよりもメリットが多いと考へている。合併特例法は一般法より優先される特別法であるが、ただ、特例期間以降については当然格差を付けることは出来ないかと考へられるし争点になると思われる。国で決めることになるわけだが、法律等を考慮するとそれほど格差は付けられないのではないかと。

Q. 県側としては町村が合併協議の中で議論し、それを克服するために何を考へるのかを考へる必要があると言われるが、もし、その対応マニュアルや解決方法を県より示していただければ合併に対して、より住民がわかりやすく理解し議論することが出来るのではと考へるが、いかがなものか。

A. 町として合併することを考へる合併協議会を設立したうえで、その後具体的に町同士で論じた中において県の立場から「それは違うのでは」といった意見を述べる形になると思う。

Q. 最終的には住民の本意によって合併の可否は決定されるものと考へている。秋田県としてそこまでのプロセスをどのようにして盛り上げていこうと考へているのか。合併特例法によって、合併後の10年間(緩和措置を含む15年間)は補償されているが、それ以降はどうしても町としてさびれていく姿しか浮んでこない。

説明にあった道州制については検討会がようやく建ち上がったようだが、理想とするべきは市町村合併との同時進行だったのではないかと。例えば、市町村が合併した場合、各地方機関(建設事務所等)の必要性が乏しくなることから、その際に廃止も考へられる等の計画性を持って今回の話し合いを進めているのか。安易な気持ちで対応しているように感じられる。合併しないための勉強会を開催する場合に、他の県のように援助はあるのか。

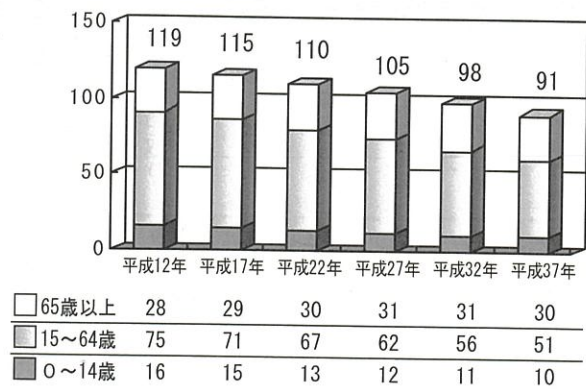
A. 道州制の問題については合併問題とともに国、県の在り方が問われることになると思うが北東北3県としては3年程前からこの議論に取り組んでいる。藤里町としてはまず自分のことを第一に考へながら結論を出すよう努力してほしい。現在の私の立場は、合併を推進する立場にあるので合併しない議論に支援制度を設けるということはないが、そういった議論も行ってかまわない。地方分権の流れの中で、合併特例法は平成11年に大幅に改正されたが、合併特例法の精神として「自主的な合併」という言葉が出てくる。県として、かわりを持つていく局面はこれから出てくると思うが、基本スタンスは市町村の「自主性」ということを理解してほしい。

Q. 地方自治というものの原点は住民、団体自治といった我々の身近なところにあるように考へている。そうした中でいわゆる合併特例法が施行されたのは昭和40年3月だと記憶しており、それから3

秋田県はそういった部分のサポートをどのように考へているのか。

A. 住民の本意を基本にするのは当然のこと。そこで、町長や町議会が合併の姿勢として1案でも2案でも示さなければならぬ。それをなにも示さずに住民の意思と言つても、それはある意味では議会が問題を放棄していると思わざるを得ない。特例法経過後のことを考へているようだが、それならまず今から10年後の町の姿を考へなければいけないのではないかと。

秋田県の人口推計(単位:1万人)



今後は、様々な暫定的な部分については明確に示していただけるよう県に対してお願いしていくと共に、十分な調査研究を積み重ね町民の皆さんに意見をお聞きしたいと考へておりますのでよろしくお願ひします。



まちのできごと



まだまだ勉強します

ふじこま大学開校式

5月8日、今年度のふじこま大学開校式が受講者90名と講師らが出席しておこなわれました。

ふじこま大学は成人以上を対象に昭和63年に教育委員会によって開設され、これまで多くの学生が自らの生きがいを感じながら生活するための学習の場として受講しています。

大学では1年で7回以上の出席を果たした方々への努力証、4年続けた場合の修了証書、6年で修士証、8年で博士、12年で大学院修了証と受講のあかしが授与されます。

今年も155名、延べ291名が教養講座と民謡、郷土史、料理といった趣味講座を受講することになっており、この日学生手帳を受け取った学生達は、さっそく午後からの民謡講座に出席していました。



新たな趣味を探して

藤里町に絵の寄贈

400年ブナの油彩画

このほど岳岱自然観察教育林内にある通称400年ブナを描いた油彩画が、埼玉在住の洋画家、小沢興太郎さん(63歳)より藤里町に寄贈されました。

作品「秋田藤里ブナ大木」は、東京都内で開かれた展覧会においても好評だったようで、今回第4回白神文化賞で自らの論文が優秀賞を受賞された縁から、白神のふもと藤里町への寄贈を思いついたという事でした。

今後は、町内の公共施設に展示し、町民らに観賞していただくことにしています。



大作の前に (小沢興太郎氏:左)

色んな仕事にチャレンジ

藤中1年生職場訪問

総合学習の一環として、藤里中学校が

テープカットした後、参加者らは元気に初登山を楽しみました。



今年も怪我のないように

春の大運動会

米田地区・藤里小で開催

5月12日、19日、米田小(地区合同)と藤里小の春の大運動会がおこなわれ、100m走や持久走、親子リレーといった一般的な種目から仮装リレーやアトラクションなど、さまざまな競技にグラウンドには応援席からの声援や笑い声があふれていました。



宝さがし(米田地区)

取り組んでいる職場訪問。今年も5月9日に山下医院やホテルゆとりあ藤里、(株)いとく藤里店、藤里保育園等町内14の事業所に1年生44名が訪れ、様々な仕事にチャレンジしました。

午前中だけの職場体験となりましたが、藤里保育園では0歳から3歳未満児を相手に一緒に遊んだりおやつをあげたりとりっぱな保母さんぶりを発揮。また、いとく藤里店では、店員さんに指導を受けながら商品棚の陳列などに一生懸命取り組んでいました。



けっこうまい? 棚の陳列

白神山地を知ろう

自然を守る少年団結団式

5月11日、世界遺産センター「藤里館」内で第28期秋田自然を守る少年団の結団式がおこなわれました。

今年も藤里小と米田小、二ツ井小から合わせて21名が入団。藤里小6年の堀井綾さんを団長に、1年を通して白神山地



玉入れ競争(藤里小学校)

駐在さんから一言

山菜採り 行き先告げて 無理せずに

○遭難の原因は

- ・初めて入った山のため
- ・地形が以前と大きく違っていたため
- ・夢中になりすぎ日暮れになったため
- ・途中から単独行動したため

○山は魔物、甘くみてはいけません

- ・仲間同士の合図を決める
- ・明るいうちに下山する
- ・迷ったら動かず救助を待つ
- ・迷ったら見晴らしの良い場所で待つ
- ・迷ったら雨風を防げる場所で待つ

□警察からお願い

家族や職場、知人などに行き先、車の駐車場所、同行者、帰宅予定時間などを知らせてから出かけましょう。





児童手当制度のご案内

【支給対象】

児童手当は、6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育前の児童)を養育している方に支給されます。ただし前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定以上の場合には、支給されません。

【支給額(月額)】

第1子	第2子	第3子以降
5,000円	5,000円	10,000円

【支給時期】

原則として2月、6月、10月にそれぞれ前月分までが支払われます。

【児童手当の支給を受けるには】

児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。役場窓口まで提出してください。(公務員の場合は勤務先)○添付書類・・・「年金加入証明書」「所得証明書」等

【児童手当を現在受けている方へ】

「児童手当等」を受けている方は、毎年6月に現況届を

提出しなければなりません。平成14年7月1日までに提出してください。

【特例給付または8条給付の方へ】

退職して被用者(サラリーマン等)でなくなった場合には、所得制限により手当が受けられなくなりますので、「受給事由消滅届」が必要です。

平成14年度所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	
	一般	厚生年金等加入者
0人	301.0	460.0
1人	339.0	498.0
2人	377.0	536.0
3人	415.0	574.0
4人	453.0	612.0
5人	491.0	650.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

◇◇児童手当関係届出、手続き一覧◇◇

届出の種類	提出を必要とするとき
認定請求書	新たに受給資格が生じたとき
現況届	毎年6月(すべての受給者)
受給事由消滅届・認定請求書	他の市区町村に住所が変わったとき、受給者が公務員になったとき
額改定認定請求書	出生などにより支給対象となる児童が増えたとき
額改定届	年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき
受給事由消滅届	年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったとき、法附則第6条給付又は法附則第8条給付の受給者が退職したとき
住所変更届	町内で住所が変わったとき、養育している児童の住所が変わったとき、受給者又は養育している児童の名前が変わったとき

詳しくは……『藤里町町民福祉課 福祉担当(☎79-2113)』までご連絡ください。

子育てサポーター 養成講習会開催

地域全体で子育てをしていく環境をつくり、子育て中の家庭の育児に対する負担感を解消、緩和するため「子育てサポーター養成講習会」を開催し、子育て支援ボランティアを養成します。

【日時】6月18、25日、7月2、9、23、30日、8月6日(おおむね10時～15時)
【場所】鷹巣阿仁広域交流センター
【定員】30人程度
【時間】27時間(7日間)
【内容】「身体の発達と病気」「子どもの世話」「保育実習」「救急救命実習」など
【対象者】子育て支援活動を行いたいと考えている方で、全日程に参加できる人
【受講料】テキスト代として2,000円
【お問い合わせ先】秋田県子育て支援課 ☎018(860)1342

国税だより

契約書や領収書と印紙税

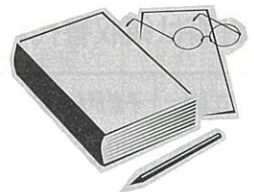
私たちが日常の生活の中で、作成したり受け取ったりする文書の中には、不動産売買契約書や領収書のように、印紙税がかかるものがあります。

【印紙税の納め方】
印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた印紙税額に相当する金額の収入印紙をその文書にはり、消印して納付する税金です。忘れずに印紙をはりましょう。

【収入印紙を誤ってはったとき】
印紙税のかからない文書に誤って印紙をはったり、所定の印紙税額以上の印紙をはった場合、所轄税務署にその文書を提示し、還付請求の手続を行うことにより、誤って納めた印紙税額の還付が受けられます。

【印紙税の軽減措置】
平成9年4月1日から平成15年3月31日までの間に作成される土地・建物の売買等に関する不動産の譲渡契約書及び建設工事の請負に関する請負契約書のうち、契約書に記載された契約金額が1,000万円を超えるものについては、印紙税が軽減されます。

詳しくは、最寄りの税務署や税務相談室におたずねください。



遭難事故を防止するのはあなた自身の行動です!

遭難事故が発生したら!!

明らかに遭難したと思われた場合は、その日のうちに警察署に捜索願いを出すとともに、藤里町役場に捜索救助隊の捜索を要請してください。翌日の連絡では、その日の捜索救助隊の編成(隊員の確保)が困難になり、捜索活動が遅れる場合があります。

捜索費用は自己負担

藤里町では「藤里町遭難対策委員会」を設置して、地域内における山菜とりなどの遭難事故防止と、遭難したときの捜索救助体制や捜索費用の負担などについて協議しておりますが、捜索費用は、捜索を依頼した側で負担していただくことになっています。



- ◇捜索隊員(案内人) 1人1日 25,000円
- ◇捜索隊員(一般) 1人1日 12,000円
- ◇食事代 1人1食 1,500円
- ※その他、車借上料・通信費・雑費は実費

【連絡先】
藤里町町民福祉課 ☎79-2113
能代警察署二ツ井交番 ☎73-3046
藤里警察官駐在所 ☎79-1110

= 藤里町遭難対策委員会 =

福祉の伝言版

「はり・灸・マッサージ」料金の助成について

町では、高齢者の健康の保持と増進を図るため、はり・灸・マッサージ施術料金の助成をしています。

【対象者】

□藤里町に住所を有する65歳以上の方

【助成額】

- 1回につき500円を助成します。(ただし、1年間で10回を限度とする)
- 4月から7月まで申請の方・・・10枚
- 8月から11月まで申請の方・・・7枚
- 12月から3月まで申請の方・・・4枚

【指定施術機関】

- 菊池鍼灸院(菊池直人) 二ツ井町上野「はり・灸」
 - 斎藤鍼灸院(斎藤征行) 二ツ井町下野家後「はり・灸」
 - 健康保養館「ゆとりあ藤里」マッサージルーム 藤里町湯の沢「はり・灸・マッサージ」
 - 小山針灸接骨院(小山秀雄) 二ツ井町太田面「はり・灸・マッサージ」
 - くどう鍼灸整骨院(工藤博一) 鷹巣町松葉町「はり・灸」
- ※以上の指定施術機関以外は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

【申請方法】

□申請用紙は役場窓口にありますので、印かんを持参の上お申し込みください。

【お問い合わせ先】

町民福祉課 福祉担当(☎79-2113)

バス運行表

6月14日(金) (町民のバス)

地区名	乗る場所	時	間
嘉平岱	細田組資材置場付近	1回	6時00分
下モ町	元JA大沢営業所付近	1回目	5時10分
		2回目	5時40分
		3回目	6時10分
東坂館の下中町	石岡京二宅付近	1回目	5時15分
		2回目	5時45分
		3回目	6時15分
上町第1第2	JA倉庫付近	1回目	5時20分
		2回目	5時50分
		3回目	6時20分

(公用車)

清水岱	清水岱集会所付近	1回目	5時10分
		2回目	5時30分
		3回目	5時50分
幸町	幸ソーイング付近	1回目	5時15分
		2回目	5時35分
		3回目	5時55分

6月15日(土) (町民のバス)

地区名	乗る場所	時	間
真名子	真名子バス停付近	1回目	6時00分
		2回目	6時50分
上茶屋	上茶屋バス停付近	1回目	5時10分
		2回目	6時05分
		3回目	6時55分
金沢	金沢入口付近	1回目	5時15分
		2回目	6時10分
		3回目	7時00分
滝の沢	滝の沢バス停付近	1回目	5時20分
		2回目	6時15分
		3回目	7時05分
湯の沢	白神遺産センター敷地内	1回目	5時25分
		2回目	6時20分
		3回目	7時10分
高石沢	石岡五郎吉宅付近の倉庫前	1回目	5時30分
		2回目	6時25分
		3回目	7時15分
馬坂	下坂正作宅付近	1回目	5時35分
		2回目	6時30分
		3回目	7時20分

(福祉バス)

寺屋布	寺屋布集会所付近	1回目	5時10分
		2回目	5時40分
田中	菊地堅蔵宅前	1回目	5時15分
		2回目	5時45分
坊中	成田陽悦宅付近	1回目	5時20分
		2回目	5時50分
一の渡	米沢宅付近	1回目	5時25分
		2回目	5時55分

(公用車)

上中小比内	藤田芳則宅付近 中嶋一宅付近	1回目	5時10分
		2回目	5時15分
下中小比内	集会所付近	1回	5時20分
出戸小比内	中嶋英雄宅付近	1回	5時25分

6月18日(火) (公用車)

地区名	乗る場所	時	間
寺沢	芦名鉄工所付近	1回目	5時10分
		2回目	5時20分
院内岱	集会所付近	1回	5時30分

6月12日(水) (町民のバス)

地区名	乗る場所	時	間
如来瀬岱	バス停留所	1回	6時25分
矢坂上 矢坂下	福司清一宅付近	1回目	5時00分
		2回目	5時40分
		3回目	6時30分
矢坂上野	藤本信昭宅付近	1回目	5時05分
		2回目	5時45分
		3回目	6時35分
薄井沢	薄井沢集会所付近	1回目	5時10分
		2回目	5時50分
		3回目	6時40分
春日野団地	バイパス入口付近	1回目	5時15分
		2回目	5時55分
		3回目	6時45分
粕毛上	粕毛公民館前	1回目	5時20分
		2回目	6時00分
		3回目	6時50分
粕毛下	佐々木保宅付近	1回目	5時25分
		2回目	6時05分
		3回目	6時55分

(公用車)

真土	川村勝太郎宅 向かい付近	1回目	5時10分
		2回目	5時30分
		3回目	5時50分

6月13日(木) (町民のバス)

地区名	乗る場所	時	間
熊の岱	バス停付近	1回目	5時00分
		2回目	5時50分
		3回目	6時40分
上中畑	加藤晃宅付近	1回目	5時05分
		2回目	5時55分
		3回目	6時45分
上中畑	佐々木フツエ宅 付近	1回目	5時10分
		2回目	6時00分
		3回目	6時50分
巻端家 長場内	小森修二宅付近	1回目	5時15分
		2回目	6時05分
		3回目	6時55分
根城岱	根城岱バス停	1回目	5時20分
		2回目	6時10分
		3回目	7時00分
下根城	バス停付近	1回目	5時25分
		2回目	6時15分
		3回目	7時05分
米田	米田小学校付近	1回目	5時27分
		2回目	6時17分
		3回目	7時07分
谷地	小山正治宅付近	1回目	5時30分
		2回目	6時20分
		3回目	7時10分
長瀬	桂田儀一宅 車庫向かい	1回目	5時35分
		2回目	6時15分
		3回目	7時15分

(公用車)

萱沢	佐々木與七郎宅 付近	1回目	5時10分
		2回目	5時40分
		3回目	6時10分
室岱	室岱集会所付近	1回目	5時15分
		2回目	5時45分
		3回目	6時15分
喜右工門岱	佐々木孝宅前	1回	6時25分

平成14年度 集団健診の実施

- 健診会場は全日程を広域藤里体育館と開発センターで行います。
- 藤琴本郷地区以外の方は町のバスで送迎いたします。
- 送られた通知書と封筒を必ず持ってきてください(封筒は領収書代わりになります)。

検診種目	結核検診	肺がん検診	大腸がん検診	胃がん検診	基本健診	前立腺	子宮がん検診	乳がん検診	骨粗鬆症検診
対象者	18歳以上の男女	40歳以上の男女	40歳以上の男女	40歳以上の男女	30歳以上の男女	50歳以上の男性	30歳以上の女性	30歳以上の女性	30歳~69歳の女性
受診料	無料	無料	500円	1,000円	1,000円	500円	1,000円	500円	500円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・結核・肺がん検診を受ける方で普段タバコを吸う方は、当日の検診前には吸わないでください。 ・胃検診・基本健診を受ける方は、検診当日は朝食を食わないで来てください。(中性脂肪検査もします) ・女性の方で妊娠中の方(予想される方)は“結核検診・肺がん検診・胃検診”を受けしないでください。 ・子宮がん検診・乳がん検診を受ける方は、バスタオルやスカートを持参した方がいいと思います。 								

◇◇ 検診日程表 ◇◇

月日	検診種目	受付	診察	対象地区
6月12日(水)	結核・肺がん・大腸がん	朝 5:15~7:30	受付次第 (基本は6~8時)	如来瀬・矢坂上・矢坂下 矢坂上野・薄井沢・春日野団地 朝日ヶ丘団地・粕毛下・粕毛上 真土
	胃がん・基本健診・前立腺	朝 5:30~7:30		
	子宮がん・乳がん	朝 6:00~7:30		
6月13日(木)	結核・肺がん・大腸がん	朝 5:15~7:30	受付次第 (基本は6~8時)	萱沢・室岱・米田・下根城 根城岱・喜右工門岱・熊の岱 上中畑・巻端家・長場内・谷地 長瀬
	胃がん・基本健診・前立腺	朝 5:30~7:30		
	子宮がん・乳がん	朝 6:00~7:30		
6月14日(金)	結核・肺がん・大腸がん	朝 5:15~7:30	受付次第 (基本は6~8時)	清水岱・幸町 嘉平岱・東坂・館の下・下モ町 中町・上町第一・上町第二
	胃がん・基本健診・前立腺	朝 5:30~7:30		
	子宮がん・乳がん	朝 6:00~7:30		
6月15日(土)	結核・肺がん・大腸がん	朝 5:15~7:30	受付次第 (基本は6~8時)	馬坂・出戸・下中・上中小比内 一の渡・坊中・田中・寺屋布 高石沢・湯の沢・滝の沢・金沢 上茶屋・真名子
	胃がん・基本健診・前立腺	朝 5:30~7:30		
	子宮がん・乳がん	朝 6:00~7:30		
6月17日(月)	結核・肺がん・大腸がん	朝 5:15~7:30	受付次第 (基本は6~8時)	鳥谷場・川原町・大町・下町 荒町・浅間町 ※骨粗鬆症受診者は別紙で通知
	胃がん・基本健診・前立腺	朝 5:30~7:30		
	子宮がん・乳がん	朝 6:00~7:30		
6月18日(火)	結核・肺がん・大腸がん	朝 5:15~7:30	受付次第 (基本は6~8時)	琴町・川反町・寺沢・愛宕第一 愛宕第二・院内岱 ※骨粗鬆症受診者は別紙で通知
	胃がん・基本健診・前立腺	朝 5:30~7:30		
	子宮がん・乳がん・骨粗	朝 6:00~7:30		
6月19日(水)	結核・肺がん・大腸がん	朝 5:15~7:30	結核・肺がんは夕方4時から実施します	早朝健診が出来ない方や上記の日程で都合の付かない場合の町内全域の方と虹の里
	胃がん・基本健診・前立腺	夕 4:00~6:30		
	子宮がん・乳がん・骨粗	夕 4:30~6:30		

※上記の日程は、バス送迎のため地区毎に区分したものです。都合の良い日に受診してもかまいません。

みんなであらう 農作業標準賃金

藤里町農業総合振興センターでは、農作業賃金の統一を図るため、平成14年度の農業労働標準賃金を別表のとおり設定しました。この標準賃金は、近隣市町村や町内雇用賃金の動向を参考に毎年定めているものです。農業労働力の確保、労働賃金の地域格差と経済的な過重負担にならないためにも標準賃金を守りましょう。

平成14年度 藤里町農作業標準賃金表
(昨年と同額)

作業種別	単位	平成14年度標準賃金	備考
一般農作業	普通作業	6,000円	1. 1人1日働いた賃金とする。 2. 休憩1日2回とし、1回15分以内とする。 3. たばこ食(現品配付)は行わないこと。 4. 実働8時間を基準とする。
	軽作業	5,300円	
機械	種籾催芽	1kg当り 100円	乾燥種籾(約1升)
	畦塗機	1m当り 40円	
	水田耕起	10a当り 4,700円 未 5,200円	深耕15cm以上
	転作水田	6,500円	2回以上植え付け可能まで
	畑耕起	5,000円	
	水田代掻	6,000円 未 7,000円	おおむね植え付け可能まで
	機械田植	5,000円 未 6,000円	1. 植え付けのみ 2. 側条植え1,000円加算(肥料別)
	肥料散布	1,000円	肥料代含まず
	薬剤散布	1,000円	ナイヤガラ散布の場合(薬代別)
	2,000円	大型防除機(薬代別)	
作業等	バイスター	6,000円	紐代は含まず
	ハーベスタ	6,700円	1. 粉運搬料 10a当り2,500円加算 2. フラ切り料 10a当り700円加算
	コンバイン	14,000円 未16,000円	1. 刈り取りのみ 2. 粉運搬料 10a当り2,500円加算
		23,000円 未24,000円	1. 粉乾燥を含む 2. 粉運搬料 10a当り2,500円加算
	乾燥機	60kg当り 1,100円	1. 生籾乾燥 2. 半乾燥(補助)は800円
籾すり調整	30kg当り 500円	検査米の運搬料(30kg当り)150円とする。	

1. 金額欄の未は、未整理田の金額である。
2. 整理田とは、20a以上の区画田である。
3. この金額は、標準額であるため水田状況により双方協議の上決める。

藤里町農業総合指導センター
藤里町農業委員会

出張登録のご案内

自動車(軽自動車、軽二輪車を除く)の新規登録、名義変更、住所変更、廃車等の手続きをされる方はご利用下さい。
なお、新規登録については取り扱うことができないものもありますので予めご相談下さい。

【日時】
6月7日(金)、27日(木)
(11時～15時30分)

【場所】
大館地区出張車検場
新潟運輸局秋田陸運支局

【お問い合わせ先】
018(863)5815

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用保護旬間」です。

目に見えなくても、不法電波は私たちの暮らしや社会の迷惑です。

電波はみんなの財産です。「不法無線局」をなくし、正しく電波を使いましょう。

電波の混信・妨害についてのお問合せは、
〒980-8795
仙台市青葉区本町3-2-23
総務省 東北総合通信局 監視課
022-221-0641



6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。

この調査は、商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における商業の育成、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料となるものです。全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査の対象となります。5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

『お問い合わせ先』
藤里町総務課 情報統計担当 ☎79-2111(154)

【経済産業省・秋田県】

Information 広場

特設人権相談所の開設

6月1日は人権擁護委員法が施行された日で「人権擁護委員の日」となっています。委員の日を記念し藤里町において特設相談所を開設します。いじめ、登記、家庭内や近隣間のもめ事などの問題困りごとを抱えている方はお気軽にご相談下さい。

【日時】
6月3日(月) 10時～15時

【場所】
偕楽荘

【委員】
・細田藤左エ門 ☎(79)1556
・村岡 信和 ☎(79)1130
・田口 正和 ☎(79)1223

※相談は無料で秘密は守ります。

弁護士による法律相談

【日時】
毎週金曜日(祝日及び祝日の翌日を除く) 午後1時～4時

【場所】
能代勤労者総合福祉センター(サン・ウッド能代)

【相談料】
5,000円(30分以内)

【相談項目】
・法的紛争の解決及びその予防に関する一切の相談

平成14年度自衛官等募集案内

【募集種目】 2等陸・海・空士(男子)
【受付期間】 7月1日～9月6日
【試験期日】 9月18日(水)：能代地区
【合格発表】 11月下旬予定
【入隊時期】 15年3月下旬～4月上旬

【お問い合わせ先】
自衛隊能代募集事務所 ☎52-0768

女性相談所法律相談会

・夫婦間の問題や相続などに関する悩み
・夫、恋人の暴力や脅迫の悩み
・財産、借金等の悩み

【日時】
8月1日(木)
9月5日(木)
11月7日(木)
(13時30分～15時30分)

新規高卒者対象 求人への受付について

平成15年3月新規高卒者対象求人の受付が【6月20日】より開始されます。

若い優秀な人材を地元で確保するため、お早めの求人申し込みをお願いいたします。

例年、7月上旬までの受理求人については、夏休み前に「求人情報一覧」として来春卒業予定の就職希望全生徒(管内高校)へ配布しております。

なお、大卒などの求人受付は3月1日より開始しております。

【お問い合わせ先】
ハローワーク能代 学卒担当
☎(54)7311

日本育英会奨学金募集

I. 「高校奨学金」
① 定期採用 (高校在学中に手続きし採用)
② 緊急採用 (高校在学時に家計に急変が生じたため、奨学金を必要とする場合採用)
【対象者】 全学年
【申込先】 高等学校
【期限】 6月14日(金)
※緊急採用は随時(ただし、最終受付は15年3月20日)

③ 予約採用 (中学3年時に、来春高校等に進学を希望する者に対し、貸与を約束する)
【対象者】 中学3年生
【申込先】 中学校
【期限】 7月上旬～8月下旬予定

II. 「大学・短大・専修学校(専門課程)奨学金」

◇ 在学(定期・応急)採用
・在学している大学・短大・専修学校(専門課程)の事務へ直接問い合わせること

※その他大学院、専修学校及び高等専門学校へ在学し、奨学金貸与を希望する方は、在学する学校へ直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】
日本育英会秋田県支部
☎018(860)3553



町発注事業 入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

◇4月分◇

○トラック(型式: KM85-TBQDE) 購入
【工事請負者】 ㈱丸山自動車整備工場
【落札額】 1,459,500円
【工期】 平成14年5月15日



犬及び猫の 引き取りについて

現在飼養している犬及び猫の飼い主が、やむを得ずその飼養の継続が困難になった場合には、保健所で引き取りを実施していますが、引き取りの際には次の注意事項を守るようお願いいたします。

(1) 犬の引き取りについて

- ・引き取りを依頼する飼い犬が生後91日以上の場合には、その犬の鑑札を持参してください。
- ・引き取りを依頼する飼い犬が子犬(生後91日未満)の場合は、親犬の鑑札を持参してください。
- ・引き取りには次の手数料が必要です。

区 分		手数料額
生後91日以上	1頭につき	1,000円
生後91日未満	10頭まで	1,000円

- ・引き取りを依頼する犬は、飼い主が能代保健所に直接連れて来てください。

(2) 猫の引き取りについて

- ・県北部地区の引き取り窓口は、鷹巣保健所(☎0186-62-1165)です。
- ・引き取りには手数料が必要です(犬と同額)。

※引き取りに際しては、あらかじめ保健所に受付日程等の確認をしてください。

【お問い合わせ先】
能代保健所(☎52-4331)

平成14年4月から 国民年金の 保険料免除制度が変わります。



半額免除制度がスタートします。

国民年金には、所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する制度があります。

【全額免除】

保険料を全額(月: 13,300円)免除する制度です。

【半額免除】

平成14年4月分の保険料から、保険料の半額(月: 6,650円)を免除する制度がスタートします。

この制度は、保険料を全額納めることは困難でも半額なら納めることができるので将来受け取る老齢基礎年金の額を少しでも増やしたいという方のために、申請により保険料の半額を免除し、保険料の半額を納めていただくものです。

保険料免除は、7月～翌年6月を承認期間とします。

免除の申請は、前年の所得を確認する必要があります。

毎年度必要となります。これまで「4月～翌年3月」であった保険料免除承認期間は、平成14年度から「7月～翌年6月」に変更されますのでご注意ください。なお、平成14年度については、平成14年4月～6月と平成14年7月～平成15年6月までの保険料免除承認期間と合わせて15ヵ月間承認されます。

学生で収入がないので
保険料を納めるのは・・・

学生納付特例制度をご利用ください

未納のままにしないで、申請してください。

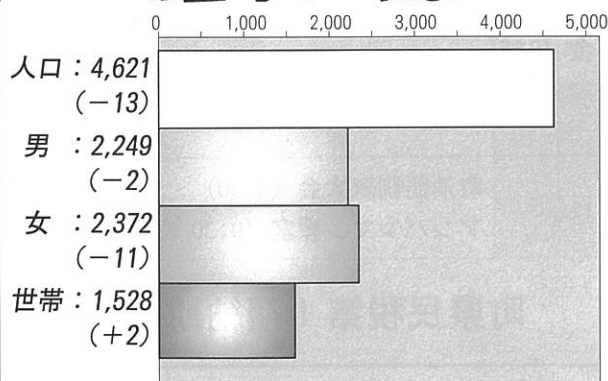
学生自身の所得が一定以下の場合、申請すれば保険料の納付が猶予されます。

猶予になっても10年以内ならば、あとから保険料を納めることができます(追納)。

猶予され追納しなかった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。

【必要なもの】: 印鑑、在学証明書または学生証の写し

藤里町ミニ統計



☆4月30日現在・()内は前月比

出生: 1人・死亡: 5人・転入: 7人・転出: 16人

交通死亡事故ゼロ

267日

無火災

80日

(平成14年5月20日現在)

家族介護支援事業に該当される方へ

◎家族介護慰労金支給事業

●重度の低所得高齢者に介護を行っている家族に対して、慰労のため金品を贈呈する

支給要件: 重度(介護度4、5)で低所得(住民税非課税世帯)の高齢者を、平成12年4月以降(随時)1年間介護保険サービスを利用しないで介護した家族(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)

支給内容: 年1回、100,000円まで

◎家族介護用品の支給

●在宅で寝たきり等の高齢者を抱える家族に対し、介護保険の対象外となっている、おむつやその他用品に要する経費の一部を支給する

支給要件: 本人が重度(介護度4、5)でかつ低所得(住民税非課税世帯)の高齢者を介護する家族

支給内容: 年間75,000円相当

申請場所: 藤里町町民福祉課 福祉担当(☎79-2113)

(なお、対象者の基準がありますので、申請前にお問い合わせください)

JUNE 6月の行事予定 水無月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせ下さい。

1	土	赤口	米田小学校父親PTA				早朝集団健診
2	日	先勝	米田保育園親子遠足	17	月	大安	(受付5:15 広域藤里体育館・総合開発センター) ふじこま大学・郷土史コース (13:15)
3	月	友引	成分献血 (10:20~16:30 総合開発センター前) ふじこま大学・染色コース (13:15) 米田小学校振替休業日	18	火	赤口	早朝集団健診 (受付5:15 広域藤里体育館・総合開発センター)
4	火	先負	2歳児歯科健診 (13:00 総合開発センター) ふじこま大学・民謡コース (13:15)	19	水	先勝	早朝集団健診 (受付5:15 広域藤里体育館・総合開発センター) ふじこま大学・詩吟コース (13:15) 藤里町教育研究会第1回運営委員会 (米田小) 夕方集団健診 (受付16:00 広域藤里体育館・総合開発センター)
5	水	仏滅	狂犬病予防注射 (9:00~12:00 大沢~藤琴本郷) 思春期保健教室 (藤里中3年) 全町家庭婦人バレーボール大会 (18:30 広域藤里体育館)	20	木	友引	
6	木	大安	狂犬病予防注射 (9:00~12:00 中通~金沢~米田)	21	金	先負	ふじこま大学・料理コース (13:15)
7	金	赤口	狂犬病予防注射 (9:00~12:00 矢坂~粕毛~室岱~幸町) ふじこま大学・茶道コース (13:15) 郡学童野球大会 (9日まで)	22	土	仏滅	郡中学校夏季総体 (23日まで 卓球会場~広域藤里体育館) 幼稚園休業日
8	土	先勝	幼稚園年長児・岳岱探検 幼稚園休業日 はつらつ健康ウォーキング大会 (9:00 三世交代交流館前)	23	日	大安	
9	日	友引	第20回清水岱公園野球場記念招待 中学校野球大会 (清水岱公園野球場) 第9回藤里町招待 中学校卓球大会 (広域藤里体育館)	24	月	赤口	ふじこま大学・書道コース (13:15)
10	月	先負	ふじこま大学・園芸コース (13:15)	25	火	先勝	
11	火	大安		26	水	友引	
12	水	赤口	早朝集団健診 (受付5:15 広域藤里体育館・総合開発センター) ふじこま大学・陶芸コース (13:15)	27	木	先負	
13	木	先勝	早朝集団健診 (受付5:15 広域藤里体育館・総合開発センター) 小学校合同修学旅行 (14日まで)	28	金	仏滅	
14	金	友引	早朝集団健診 (受付5:15 広域藤里体育館・総合開発センター) ふじこま大学・踊りコース (13:15)	29	土	大安	
15	土	先負	早朝集団健診 (受付5:15 広域藤里体育館・総合開発センター)	30	日	赤口	町消防訓練大会 (8:30) アンパンマン教室 (9:30 総合開発センター)
16	日	仏滅	家庭の日 幼稚園、米田保育園父親参観日	町県民税第1期納期限			



ほくは藤里町の
マスコットキャラクター
ユッターです。

5月9日、合併トークがおこなわれた。不況の深刻さと赤字の多さに今さらながら驚いたが、さて市町村合併は是非か。苦しい台所事情を知らば、家計を助けるために節約をするのは妻(町)の勤め?と考えつつもお給料(交付税)がどれだけ減るか等々解らないことだらけでは、妻としても頭を悩ませるのでは。▽今月号表紙でも紹介した中学生の職場体験。1年生は町内でしたが2年生はなんと能代市内で1泊とのこと。せっかくの機会、多くのことを学んでほしいものです。県内の有効求人倍率は依然低いようですが、優秀な人材を地元に残すためにもこういったチャンスは職場側からも展開していただきたいと思えます。▽藤琴沢の奥道が今年も土砂崩れ。観光が重要産業の当町にとってはつらい出来事ですが二次災害はもっと危険。早期復旧を(孝)

編集後記